

簡易取消し措置が置かれている法律

資料2

法律名	条文
建設業法 (昭和二十四年法律第百号)	第二十九条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、 <u>建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在(略)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。</u> 2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。
宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)	第六十七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、 <u>その免許を受けた宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた宅地建物取引業者の所在(略)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。</u> 2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。
積立式宅地建物販売業法 (昭和四十六年法律第百十一号)	第四十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、 <u>その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の事務所の所在地又はその役員の所在を確知できないときは、官報又は都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該積立式宅地建物販売業者から申出がないときは、当該積立式宅地建物販売業者の許可を取り消すことができる。</u> 2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。
貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)	第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、 <u>その登録を取り消すことができる。</u> 一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在(略)を確知できない場合において、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。 2 前項(略)の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。
保険業法 (平成七年法律第百五号)	第三百七条 2 内閣総理大臣は、 <u>特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在(略)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がないときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。</u> 3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。
金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)	第五十二条 4 内閣総理大臣は、 <u>金融商品取引業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品取引業者の所在(略)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができる。</u> 5 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。